

都道府県知事
各 指定都市長 殿
中核市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

新型インフルエンザ対策に伴う保育所運営費の取扱いについて

標記について、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生省事務次官通知）の第 4 の 2 徴収金（保育料）基準額の特例の取扱いについて下記のとおり行った場合は厚生労働大臣の承認が得られたものとして取扱うことができるものとするので通知する。

なお、臨時休業の要請を受けて休業した場合の運営費の支弁については、保育の実施は継続していることとして、通常どおり月額で支弁して差し支えない。

記

休業要請を受けて休所した場合の徴収基準額の算定については次の算式によることとして差し支えない。

算式

入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の臨時休業日を除く開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

（注）10円未満の端数は切り捨てる。